

## 年長者施設利用証

### 交付方法

1. 毎年、その年度に 65 歳になる方(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日生まれの方)のご自宅に 5 月ごろ郵送します。
2. 再交付(紛失、住所変更、未着の取り扱い等)は、本人確認できるもの(健康保険証、免許証等)を持参の上、各区役所の保健福祉課または出張所(大里・曾根・島郷・折尾・上津役・八幡南の 6 箇所のみ)で再交付手続きをしてください。印鑑は不要です。

### 利用方法

年長者施設利用証は、北九州市の施設については、交付された日から利用できます。

※福岡市・下関市・熊本市の施設は、満 65 歳になられた時点から、利用できます。

※鹿児島市の施設は、満 70 歳になられた時点から、利用できます。

ご利用になる場合は、施設の窓口で「年長者施設利用証」を提示してください。

利用にあたっては次の点にご留意ください。

- 施設によっては一部利用の制限をしていることがあります。
- ご不明な点は各施設へ直接お尋ねください。
- 市営バス・JR 等にはご乗車(利用)できません。

### 年長者施設利用証 利用対象施設一覧

平成 29 年 4 月 1 日現在の年長者施設利用証が利用できる施設一覧を PDF ファイルで公開しています。

リンクをクリックしてご覧ください。

※福岡市・下関市・熊本市の施設については、満 65 歳からのご利用となります。

※鹿児島市の施設については、満 70 歳からのご利用となります。

※一部施設については、利用時に申請書をお書きいただく場合があります。

- [平成 29 年度年長者施設利用証 利用対象施設一覧\(PDF 形式:319KB\)](#)